

障害者の「働く場」に対する発注促進税制

【概要】

- 障害者の「働く場」に対する**発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する減価償却資産の割増償却を認める。**（法人税等の軽減）

- ・ 減価償却資産は、事業に使用されているもののうち、現事業年度を含む過去3事業年度以内に取得したものが対象。（例：建物・冷暖房設備、照明設備、機械、車両、備品など「1年以上の長期保有資産」）
- ・ 発注には業務を下請けした場合のみならず、自家生産した商品を売買した場合等も含む。

【税制優遇対象者】

- 青色申告者である**全ての法人又は個人事業主が対象。**

【適用期間】

- 平成20年4月1日～平成27年3月31日

【割増償却額】

- 割増しして償却される**限度額は前年度からの発注増加額（※）**
→ 前年度に発注が無い場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となる。
（※）ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度する。

【対象となる発注先】

※税制特例の対象となる障害者の「働く場」

- ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所（A型・B型） ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設） ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所

障害者の「働く場」への発注促進税制（イメージ）

障害者の「働く場」

- ・就労継続支援事業所
- ・特例子会社
- ・重度障害者多数雇用事業所等



発注

前年度より
発注が増加

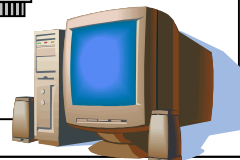
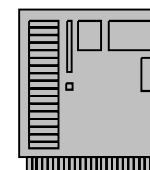


企業

減価償却資産

割増償却

普通償却



【具体例】

- ・減価償却資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
- ・発注増加額が20万円の場合

償却限度額 (①+②)
120万円

普通償却限度額 (①)
100万円 (1,000万円 × 10%)

発注増加額 (②)
20万円 (※)

$$\text{償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{前年度からの発注増加額} (※)$$

※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。

※ 発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となる。

【適用期間】平成27年3月31日まで